

第七回 国会 衆議院 地方行政委員會議録第三十一号

昭和二十五年四月二十八日(金曜日)

午前十一時十分開議

出席委員

委員長 中島 守利君

理事生田 和平君 理事大泉 寛三君

理事川西 清君 理事野村專太郎君

理事藤田 義光君 理事久保田鶴松君

理事立花 敏男君 理事大石ヨシエ君

越智 茂君 河原伊三郎君

菅家 喜六君 黒澤富次郎君

小玉 治行君 高橋 三郎君

高橋 英吉君 塚田十一郎君

中川 俊思君 床次 徳二君

門司 亮君 池田 峯雄君

内藤 友明君

出席政府委員

總理府事務官 奥野 誠亮君

(地方自治行政) 政務財政課長

委員外の出席者

専門員 有松 昇君

専門員 長橋 茂男君

四月二十八日

委員越智茂君、川本末治君、清水逸平君、永田節君、吉田吉太郎君及び井出一太郎君辭任につき、その補欠として高橋三郎君、黒澤富次郎君、中川俊思君、菅家喜六君、船越弘君及び内藤友明君が議長の指名で委員に選任された。

本日の會議に付した事件

連合審査會開會に關する件

地方財政平衡交付金法案(内閣提出 第一八四号)

消防法の一部を改正する法律案起草

に關する件

○中島委員長 これより會議を開きます。

地方財政平衡交付金法案を議題として、質疑を続行いたします。床次君。

○床次委員 今回の平衡交付金法案の交付額は、總額千五百億圓になつておりますが、この法律におきまして、將來單位基準というものがきまつて来るようになつております。しかしながら本年度の交付額の算出について、まだ單位基準というものが出ておらないと思ふのです。むしろ突進から申ししますと、千五百億という予算の總額から、逆にいう／＼單位が逆算されるのではないかと、この資料を通じて私たちが考えるのであります。政府の方はどういふふうにお考えになつておりますか。基礎の数字が出て總額の交付金額が出ておるのかどうか。この点を明らかに伺ひまして、それから次に御質問申し上げたいと思ひます。

○奥野政府委員 本年度におきましては、お話の通り下から積上げられた結果、算出さるべき平衡交付金の總額が、上からきまつて来たという結果になつております。しからば上からきまつて来た千五百億という總額が、でたらめなものかといふと、必ずしもそうではないといふふうにお考えになるのでございます。といひますのは、從來の地方財政の計画ないし実績から見ると、今休としてこの程度の平衡交付金が交付されれば、

〔委員長退席、生田委員長代理着席〕

地方財政はある程度改善されるというふうにお考えであるわけでありまして、その数字はお手元に差上げてあります。財政計画によつて、御判断願へるだらうとお考えをいたします。

○床次委員 次に御尋ねいたしたと思ひますが、しからば年度の平衡交付金の、本年度の交付額によつて逆算されたところの單位費用と申しますか、基礎と、從來支出せられた実績との比較において、どの程度の数字の差があるのか。昨日の御説明の中におきまして、教育費につきまして、若干基礎單位が変更されておるのか、何に何つたのであります。ほかの費用に對しましても、從來の補助金の支給單位が、今度の交付金の算出におきましては、多少基礎が変更されたものもあるかと思ひます。一通りの費用につきまして、その比較につきまして御説明を承りたい。特に重要な問題は、教育費の問題が、これは大きなものであります。が、ほかの費用につきましても、過年度の支出状態と本年度の支出におきまして、いかなる差があるか。あるいはさらにもう一歩重ねて伺ひたいことは、今後の理想といたしまして、ある程度、本年の基準の数字の間に、ある程度の差があるかどうか。あるいは本年のものが、將來の基準額として一応最善として考えておられるかどうか。その点につきまして、数字的に同じであるか。あるいは差があればどの程度

の差があつたかといふことについて御説明をいたしたい、なお詳しいことには對しましては、その比較をお知らせいたしたいと思ひます。

○奥野政府委員 地方税法の改正の際に申し上げましたように、昭和二十四年度と昭和二十五年度との財政計画を比較して参りますと、約六百三十五億圓だけ財源が増額されるということになるわけでございます。しかしながら國の公共事業費の計画が相當擴大されましたり、あるいはまた義務教育の教員の定数が増加される計画になつておりましたり、あるいは新税制の実施の結果、徴税費を相當要するようになつたりします関係で、當然に約二百億圓くらいの歳入の増加を要するわけでございます。従ひまして経常的な経費におきまして、地方財政が改善されるというものは、その差額の四百億圓くらいであらうと考えておるわけでございます。しかしながら強制的な割当交付として徴収されておりましたものの中、で三百億圓くらいのもので、地方公共団体の正当な財政支出に振りかえられておるというふうな考え方もあると思ひます。そのうち、さういふ考え方で百数十億圓くらいの実質的な改善になる、かような見方をしておるわけでありまして、教員の問題につきましては、定数が先ほど申し上げましたような関係で増化されます以外には、特に教育費については増額するといふような計画は持っていないわけでありまして、けれども、今申し上げました財源増強

の線から、できる限り教育の改善の經費を見て行かなければならぬのじやないかといふふうにお考えを願ひたいと思ひます。理想的な姿はどうかといふお尋ねになりますと、これはやはり今後さらに精密な地方財政の内容の検討をいたして参りませんと、どのようなどころに最も改善の主眼を注ぐべきであるかどうかといふことが、判明して来ないのではないかと申しておるわけでございます。もとよりいかなる方法で金を投ずるかといふことも、地方団体にまかされるべきであらうと思ひますが、計画をいたしまして、さらに今後の精緻な研究の結果を得て発表して参りたい。また國の計画もかようにして参りたいと思ひます。

○床次委員 ただいまの御説明によりまして、平衡交付金については、まづたく本法の趣旨による運営によつて算出されたいといふことになりまして、当局においても予算を編成されたところの方針が、そのまま逆に平衡交付金の交付の基準になつて来ます。そこで個々の内容になつて来ますと、全然ここにありまふとき公正な立場から單位を測定して、それから積み上げて行くという形が、無視されることになつてはならないか。これは明らかにその通りだと思ふのであります。自治庁の方面におきまして、具体的に申ししますと、教育費については、特にこれは重要視したいと思ひますが、過去の支出額と本法による支出額、ただいま定数のことについてお話しになりまし

たが、一人当りの費用というものは、たして今後、昨年の支給額より今年はいくら改善を見ることがあるか。その他の費目につきましても、そういう変化があるかどうかというのを、明らかにしていただく必要があると思います。今資料がなければ次会でもつこうであります。それをなされないと、地方のいろいろの支出につきまして、はたしてこれが改善されるのか。あるいは若干改善されるかどうかという疑いが、依然としてこれははつきり解けないのであります。総額において増しておるからいいじゃないかというお話であります。はたしていろいろの町村の事業の中に、あるいは県の事業等において、これが規律がとれて行われておるかどうかということにつきましては、はつきりとした目安が立ち得ないと思っております。当局はいかに考へておられるか承りたいと思つております。

○農野政府委員 先ほど申し上げましたように、昭和二十五年年度の平衡交付金の配分にあたりましては、一応実績というものをしながら、千五十億円の平衡交付金、あるいは改善された地方財源、そういうものとにらみ合せまして、個々の基準財政需要額を定めて行かなければならぬと考へております。しかしながらそれは一応平衡交付金の配分にあたりまして、個々の地方団体の財政需要額がどれくらいあるかどうかということ測定する、一つの目安にすぎないわけでございます。どの行政をいかに改善するかというよりは、国がこれを計画指導するといふよりは、むしろその団体に與えられまして財源を、その地方団体が欲する方向に便しまして、その団体の欲する

方向において改善するべきであるといふふうに、われわれは考へておるわけでございます。しかしながら先ほど申し上げたわけでございますが、教員のつきましては定数を増加する。その範囲において、財政需要の測定におきましても増額しなければならぬと考へておるわけでございます。さらに個々の費目につきましては、昨日御説明申し上げました従来補助金として支出されておりました金額で、補助金が廃止になりました地方の一般財源に振りかわつたものがございまして、その二十四年度の支出額と二十五年度の予定額の差額を示しておりますが、その差額のふえております部分が、それだけ国としてはそれらの行政について、財源を増加したいと考へておる部分だと思つていただければよいのじやないだろうかと思つております。財政需要の測定にあたりまして、やはり大きな部分を占めますのは教育費でございます。あるいは警察消防費等でございます。ある程度給費等につきましましては正確な調査もあるわけでございますが、改善の方向が割合にはつきりして参るのじやなからうかというふうな見方をしておるわけでありまして。

○床次委員 ただいまの問題を重ねてお聞きするわけでありまして、予算総額におきまして本年度の交付額がふえまして、その質において改善を見たかどうかということ、数字の上だけではわからないのであります。基礎単位が高くなつたかどうかによつてきまるのだと思つてます。すなわち学校の教育の問題になりますならば、生徒の増加あるいは教員数の増加によつて、費用はもちろん増しておるのであ

りますから、費用が増したというだけでは、決して教育が充実されたということにはならないのであります。その単価が上つたということが必要なんです。あるいは五十人当りの児童に對して先生のパーセントがふえたということ、実質の向上になります。そういう単位の改善がはたしてどの程度に行われておるかということが、今日の法案においては明らかにならぬ。来年度以後におきましては単位費用がはつきり出て参りますから、はたして従来と比べてよくなつたか悪くなつたかというところは、一目瞭然だと思つて、過去の実績と今年の交付額との間において、はたしてよくなつたか悪くなつたかということ、われわれとして審議ができません。しかし一番予算において大事なことは、これを審議することが目的である。本年度は経過期でありますからやむを得ないといふにしても、少くとも本年の千五十億という予算によつて、地方がよくなるか悪くなるかということの目安だけは、はつきり持つべきであると私も考へております。当局において少くとも教育費は非常に大きな問題になつておりますから、はつきりとして、過去の実績と今年の計画との間に改善があるかどうか。その間にいかなる影響があるかということ、これはあとでよろしくございましてからお示しをいただきたい。その他の費目につきましても、変化のありましたもの、あるいは特に当局において充実を要すると認めて、費用をよけい計上されたものに對しまして、過年度との比較ができるものがありましてならば、その比較を示して

いただきます。費用が増したというだけより毎年々々人口増加があるのでありますから、総額においてふえておることとあたりまえであります。単価の内容において向上を示しておるといふところを私たちは承りたい。今後の平衡交付金の審議の重点は、当然毎年この単価の問題に集中されるものと思つてあります。どうかその点は十分なる資料を準備されて、納得の行く御説明をいただきたいと思つております。次に伺いたいことは、教育費に對しましては、今後この平衡交付金をもつてまかなうように、政府としても考へておられるようでありまして、厚生省所管の生活保護費については、平衡交付金の方に入れないのであります。これに對しましては調査会議その他の結論を待つて、処置したいといふふうにお考へようであります。今日教育費と生活保護費の支給方法との間に取扱いに差をつけられたといふことは、いかなる理由で差をつけられたのか。その理由を御説明いただきたいと思つております。

○農野政府委員 床次さんの最初のお話は、たいへん基本的な問題でございますので、重ねてわれわれの考へておりますことを申し上げさせていたただきたいのでございます。改善されるか改善されないかは、やはり一応本年度においては、地方財政の線がどのようになつておるかということ、御判断願うよりはかに方法がないのじやないだろうかと思つておるわけでございます。と申しますのは、平衡交付金の配分にあたりましては、制限をつけた条件を付したりしてはならないといふふうな考へ方をしておるのであります。

して、教育費についてはどういふ単価を用いる、警察費についてはどういふ単価を用いるというふうなことをきめてはありますけれども、この結果測定された個々の団体の平衡交付金の額は、これはいかに方向に便するもの自由である。こういう建前をとつておるわけなのでございまして、従つて個々の経費を測定する仕方において、これはいろいろ議論があるだらうと思つて、しかしながらその結果、全体として改善されるかどうかという問題は、個々の測定単価の差異ではなく、やはり全体としてながめていただくと考へ方がないのじやないかといふ考へ方をしておるわけでございます。教育費につきまして、どれだけ改善されておるかという問題になります。さしたあたつて考へられますのは、義務教育費国庫負担金の関係で、従来の予定額が相当増額するようになつておりました。国の部分だけで二十七億あまり、従つてこれは二分の一でありますから五十五億くらいのもので、この面で改善されて行く。しかしその他の面につきましても、教育費のみならず、他の一般財源につきましてもかなり充実されておるわけでございますので、やはり改善するやうな方向において、単価をきめるべきであると思つております。しかしながらそれは他の費目の問題ともならみ合せまして、調和のとれた形において検討したいと現在考へておるわけでございます。なお厚生省関係の従来補助金が、相当たくさん残つておるわけでございます。これと教育費との関係もあつて、この衛生関係の仕事という

ものは終戦後特に計画され、指導されて来た部分が非常に多いのでありまして、教育関係でありますと、従来から地方団体の仕事になり切つておると考えられるわけですが、衛生関係の仕事になりまして、まだ奨励の段階を必ずしも出ないのじやないだらうかというふうにも見られるわけでございます。そういう意味でさしあたりは補助金として残されたわけでございます。しかしながらこれも床次さんの御指摘になりましたように、行政調査委員会での結論の出方によつて、適当な処置を将来において考えるべきであると存じております。

○床次委員 ただいまの御説明の最後の部分についてであります。生活保護費のことは、町村ではもうすでに長らくこれは取扱つておるのであります。相対取扱いは固定した仕事であります。これは義務教育費なんかよりも、むしろはつきりとした施行方法にわくがあるものであります。従つてこれは平衡交付金の中に入れます。必ずしも不可能ではないような見方もできるものであります。あつた多額のものが入らなかつた理由を、御説明いたしたいと思ひます。

○奥野政府委員 生活保護費の問題につきましても、床次さんのような御意見もまことにごつともな御意見だと思つておられます。政府部内におきましては、この問題につきましても再三考へ方が実はかわつて参つておるやうなわけでございます。ただ生活保護費は、従来はむしろ地方の負担額が相当大きかつたわけでございますけれども、近來八割までは国が負担する。言いかえれば国がむしろ全面的にこ

仕事についても責任を負うやうな形において、運営されて参つたわけでございます。そのやうな形において運営され出しましてからは、まだ時日が浅い。それではたしてこれを地方団体の責任に全面的にはうりつばなしで、円滑に運営できるだらうかという危惧を持たれる面もあつたわけでありまして、そういう意味でさしあたり一応国の負担金の形において存置して、将来検討してみたいというふうにして、一つの懸案事項になつておるわけでございます。

○床次委員 交付金の額の問題につきましても、残念ながら奥野君とは意見が違ふと思つております。私どもはもう平衡交付金において算出の基礎になりまして単位費用その他の基準といふものが、将来はやはり地方の各種の事業を運営する場合の一つの基準、むしろ標準的なモデルになる数字といふふうに考へておるのであります。従つていかなる数字によつてこれが算出されたかということは、直接ではありませんが、間接には地方団体の当局がいろいろの事業をなす場合に、大きな一つの直接の制限にはならぬとは思ひますが、しかしある程度までの基準になることは明らかであると思つております。従つて今後その単位費用の算出、本法で申ししますならば、十一、十二、十三条のこの問題が、一番

地方財政の中心になるべきであるといふふうに私も考へておるのであります。従つてただいまのような質問をいたしたわけでありまして、過去の政府がいよいよ地方団体に補助金を交付いたします場合におきまして、往々その交付の仕方が、公平であるかのごとくして、しかも不公平な結果に陥つ

たという事実があるわけでありまして。たとえて申しますならば、従来農地関係の委員会に對しまして、一箇町村幾らという定額をどの町村にもわけておつた。ところが町村によりましては非常な大きな村もあるし、小さな村もある。従つて実際の負担の状況は、かなり不公平になつたという実績もあるわけでありまして、今後の交付金の交付におきましては、かかる不合理は、これは当然是正すべきものであるといふふうに考へておるのであります。十二条以下にここにいろいろ測定単位がありまして、測定単位の決定方法におきまして、かかる不公平を生じないやうな配慮が、今日において必要であるといふふうに私も考へておるのであります。従つて、本法による交付金以外に、一般の政府の補助金として今日残されておるものにつきましても、当然本法の趣旨によつて不公平を是正する必要があると思ひますが、これに對してどういふふうに考へておられるか、承りたいと思ひます。

○奥野政府委員 補助金の配分の方法につきましても、不均衡な面が多々あるといふ御意見には、私もまったく突は同感でございます。しかしながら今回の措置によりまして、相当多くの部分が地方の一般財源に振りかえられまして、残された補助金は、先ほど御指摘になりました生活保護費を抜きましますと、あまり大きなものではないのではなからうかといふふうな見方をいたしておるのであります。もとよりそれらにつきましても、将来一層均衡のとれた配分方法が行われるように考へて行かなければならぬと思ひますが、むしろ残されたところは奨励的な補助

金でございますので、必ずしもその団体の財政需要にマッチしたかつこうにおいて配分される必要はない。むしろ財政需要にマッチされたかつこうにおいて配分されなければならぬやうな經費であります。それはむしろ奨励的補助金ではないのであつて、地方財政平衡交付金の財政需要の測定の中に入られなければならぬのじやないかといふふうな考へ方をいたしておるのであります。もとよりいろいろ矛盾のあります点につきましても、将来各省等にも要請いたしまして、その改善に努力いたして参りたいと思つております。

○床次委員 次にこの十二条の測定単位に關しまして、質疑かたぐいなおあわせて私の希望も申し上げておいた方が、今後便宜ではないかと思ひますので申し上げたいと思ひます。土木費の中のたとへば橋梁費につきましても、面積が測定単位になつておりますが、面積だけでは必ずしも橋梁費の内容を十分に現わし得ないのであります。でき得れば当然橋梁の数というものが、考慮に入れられなければならないといふふうに考へております。それから河川の問題につきましても、昨日もお話がありましたが、河川によりまして河川の種類、準用河川あるいはその他の河川といふふうな種類も、相当考慮しなければならぬ。なお河川の数も考へなければならぬのではないかとはいふふうに考へますが、そういう意見を承りたいと思ひます。なお港灣につきましても、昨日もお話がありましたが、なお港灣の数といふものには對しまして、十分考慮しなければならぬではないか。昨日も漁港の問題が取り上げられま

したが、漁港のごときは当然これは数を考慮することによつて、ある程度まで漁港の経営に對する經費といふものも、しんしやくできるものと思つております。ただいまのやうな基準だけでありますならば、設備のよい大きな施設だけが大きな交付金をもつて、實際地方の要望に沿わないという結果になるのではないかと思つております。また行政費その他の関係におきましては、これに大体町村という問題が上つておりますが、場所によりましては島が少くないのであります。私も直接知つております鹿児島のごときは、島嶼がなかくある。この島嶼に關する行政費、あるいは島嶼に對するいろいろの産業上の問題におきましては、普通の場所以上に經費がかかるのであります。島嶼があるかないかといふことにつきましても、これは測定単位としては重要なものになると思つております。その点が欠けてゐると思ひます。

それから第十三条——ついでから申し上げるものであります。この計數に對しまして、まだ考慮すべきものがたくさんあるのではないかと思ひます。私の方の氣のつきましたものは、たとえばここに寒冷度、積雪度といふものがあります。南方の非常に降雨の多いところは、雨量が多いために、益にもなつておりますが、同時に被害にも多いのでございまして、特に最近のごとき自然が荒廃してあります。ときには、雨量の多過ぎるというこゝとも大きな負担になつておるわけでありまして、降雨量によりまして、しんしやくするといふことは、積雪度によつてしんしやくするといふことと同じだ

けの意義を持つというふうには私も考へておられます。なおこれに関連してあります。災害の問題であります。災害の度数がどの程度に加わつてゐるかという事は、これは日本といふたしましては、わが国の状態から言つて、当然考慮すべきものではないかと思ふのであります。災害の度数がまつたたまに來る偶発的のものでありますならば、特別の処置だけでよいのであります。ところが、ほとんど毎年必ず來るというふうな——特に台風のごときは毎年季節的に來ることが明らかであります。しかもその被害を受けまゐる場所が、太平洋に面したところが中心になつて、その台風の通るところは必ず被害を受けるということになつておるので、すでに統計的にも明らかにその被害率というものも出ておる。頻度というものも明らかになつておるのであります。そういうものは當然考慮すべきものではないかと思ふのであります。また同時に早魃という問題も、逆の現象であります。考へられるのであります。また土地の非常によいか悪いかというその地域差というものも、寒冷地と同じ程度考へる余地があるのではないかと、いふふうに見られるのであります。なお特殊の状態といつたしましては、中央から距離が遠いということ、今までの日本の行政は非常な中央集権的な行政が行われてゐるにかかわらず、中央との距離というものはまったく無視されてゐるものであります。中央と距離が遠いということに對しましては、あらゆる方面においてこれは負担が増大になつておまして、経営上各団体は困難を來しておるのであります。中央との距離を測定するの

位に入れる、あるいは補正計數に入れるということとは、當然必要になつて來るのではないかと思ひます。こういうことにつきまして、まだ「私どもは十分當局にも研究してもらひ、われわれ委員会といつたしまして研究いたさなければならぬ。これはよほど問題が多いのであります。先ほども申し上げましたが、今後この十一條、十二條、十三條を十分審議すること、中央におきましては、その単位をきめる機会がないという事は、はなはだこれは十分な地方自治の発展のためにはどうかといふふうに、私も疑問を持つてゐるのであります。いろ／＼関連したことを申し上げましたが、一応この際當局の御意見を伺いたいと思ひます。

○農野政府委員 床次さんのたゞいまの御意見、われ／＼もつたたく同感でございます。同感でありながら、なおかつその通りにいたしておりません。理由は、一つは何分この制度が初めて実施されるわけでございます。おそくとも八月三十一日までには個々の地方団体への交付金額を決定いたさなければなりません。従ひましてあまり多くの測定數値を持ちますことは、算定に混乱を來しはしないかといふことを考へたのが一つでございます。もう一つは、こまかい点につきまして緻密であることはよろしいのでございますけれども、その面についての財政需要の測定だけが十分に参りまして、他の面における測定というものが必ずしも均衡を得ていない。そういったと、あるいは他の面におきまして、大きな額が測定されておつて、さらにあとで緻密なところまで測定されるために、非常に多額の財政需要が測定されるといふ場合や、また逆の場合も、あるわけでございます。今回は一応この程度の測定単位をもちまして、財政需要を測定するにとどめたい。しかしそれで御指摘になりましたような／＼の欠陥もございまして、やはりさしあたり特別交付金の制度をもちまして、これだけでは不合理な結果を生じます。是正して行くよりしかたがないのじやなからうかといふ考え方を持つた次第でございます。もとよりわれわれはこの平衡交付金の制度というものは、毎年度国会の審議を煩わしうして、測定単位としてどういふものを用いるかあるいは単位費用につきましてどのような金額を用いるかといふことは、御審議を願わなければならぬのじやないだらうかと考へておりました。政府として研究いたしました成果をお示しし、御意見を伺ひながら、順次この平衡交付金制度というものをりつぱな、適正なものに仕上げて行きたいといふふうに考へておるわけでございます。

○床次委員 たゞいま一応御答弁はありましたが、この測定単位、その他の研究といふことは、確かに今後大きな問題でありまして、これはむしろ財政委員会その他専門にそういうことを研究して、結論を国会に報告するといふようなことも、當然必要なのではないかと思います。何かそういう測定單位そのものに対して、今後どういふ措置をとられるかといふことについてお考えがあれば承りたいと思ひます。

○農野政府委員 第一点の問題はこの法案の第七條の三號のところに「交付金の總額の見込額及び左の各号に掲げるその内訳」といふのがございまして、その際「行政の種類ごとの測定單位の數値の總額、單位費用」といふふうなものを国会に提出するといふことを特になうたつてあるわけでございます。毎年度国会に政府の研究の成果をお示ししながら、御審議を煩わしたいといふふうに考へておるわけでございます。

それから第二点の問題は、大体單位費用はお考への通り、施行法が何か、そういうふうな一つのもつた法律にして行くことが、穩當であらうといふふうに現在考へております。

○床次委員 たゞいま御答弁になりました第七條のあとであります。すでにきまつておるものに対して結論を出すように思ふのであります。新しい立場からこれを改善するといふ立場においても、やはり十分意見を述べるといふふうな考へていいのではないでしようか。

○農野政府委員 これは翌年度の交付金の總額を算定いたしますところの單位費用でございます。この單位費用で翌年度の交付金が交付されるといふことになるわけでございます。従つて国会で特別な御意見があらまして、その單位費用は改むべきだといふことになりますれば、翌年度に交付金の總額が、その改められた意見に基いて配分されることになりまゝです。国会の意見というものは十分に平衡交付金の配分に反映されるものだと考へております。

○床次委員 單位費用についてはもとよりであります。測定單位その他のわけ方等についても、技術的にもつと研究する必要があるのじやないか。そういうこともやはり當然この委員会において研究した結論によつて、これに對して數字を出していただく。と、なか／＼改善がめんどうになるのじやないかといふふうなことを考へましたので、お尋ねしたわけでありま

りますので、できる限りそういう特別

なものをよけい出すと申しますか、欠陥を生ずる地方団体に對しましては、今年には急激な変化を與えない、損害を與えない配賦が必要ではないか。この意味において十分の一というのはいさな過ぎるのではないかと思います。政府はこの十分の一という数字を出されたのは、何か目安がありましたらば御説明をいただきたいと思ひます。

●農野政府委員 平衡交付金の配分の均衡化を徹底させて参るといふことを主眼に考へて参りますと、むしろ客観的な基準のみに於いて、必ずしも妥当な結果を得られませんが、特別交付金の総額が多い方がよろしいだろうといふことになると思ひます。しかしながら他面、地方団体の自主性というものは、できる限り尊重して参りたいわけでごさいますし、いたずらに中央依存のな気持を持たせないといふふうにして行きたいといふふうにも考へますので、この特別交付金の額があまり多くなると、その弊害も生れて来るのではないかと、そのことを心配するわけでごさいます。特別交付金といふことも、その配分の方法は地方財政委員会規則で、なるだけ客観的に具體的に定める方針をとつておられますけれども、やはりどうしても法律ではなしに、規則で内容がきめられるといふことになる、ある程度地方団体のいろいろ運動しても、その効果があるのじやなからうかという誤解を持たれるのでありますので、そちらの方の弊害がございますので、やはり従来の地方配付税法におきまして、特別配付税が十分の一でありましたので、それに合せまして、この程度が妥当と考へたわけでありま

す。

●床次委員 ただいまの特別交付金の問題は、私どもの希望としては、もう少し増額される方がよいのじやないかという気持を持つておることだけ、この際申し上げておきます。

次に附則の九項であります。厚生労働費に對しましては、測定単位は別に考慮されることになつております。先ほど例にあげました教育費のごときものも、やはりこれに次ぐような問題があるのではないかと考へております。だん／＼にいろいろの行政が進展して参りますと、それ／＼の立場からやはり測定単位に對しては、今までの考へを相當是正して行かなければならぬといふような立場になると思ひますが、こ

ういふ一つの例外と申します。この厚生労働費に類するものな事業で、ほかにもこれに類するものを考へ考へておられるのですか。今のところ大体これだけでもつて間に合うといふお考えですか。相當まだ問題が残つておると思ひますが、事務的な立場からお考えがあらまするならば、伺いたいと思ひます。

●農野政府委員 もし現在何か別な測定単位を用い方がよろしいといふものがありまして、われ／＼としてこの法律の中に書き込んでしまいたいといふふうを考へておられます。なぜかういふ九項を設けたかといふことを率直に申し上げますと、御承知のようにな、国の予算案をおきめいただきまして、その予算案に據つてあつたと思ひますが、地方団体に交付されます金につきましては、それを補助金として交付するか、あるいは地方財政平衡交付金として交付するか、地方財

政平衡交付金と補助金との間に彼此流

用できるというやうな意味の規定が置いてあつたはずでございます。先ほど床次さんは、厚生関係の補助金が多いといふことを御指摘になつたわけでごさいますけれども、やはり同じ問題が残されておるわけでありまして、補助金をむしろ平衡交付金に入れた方がよいのじやないか。また平衡交付金に統合されたものを、やはり補助金として残した方がよいのじやないかといふ問題があるわけでありまして、そこで

その問題を解決いたします場合の一つの方法として、九項を設けておきまして、かりに補助金等が平衡交付金に統合される場合には、別な測定単位を設けまして、その基準に従つて配分するにしたいといふふうを考へておる次第であります。またそれはもとより統合されぬ場合においても、同様の問題があるかもしれせんけれども、主としてさういふ点に主眼を置いて、こ

ういふ規定を設けたわけでありま。●立花委員 従来の配付税の場合におきまして、配付税は平衡交付金と違ひまして、総額の決定などにおきまして、法律で定められておりました。中央でおやりになりましたのは、非常に事務的な処理が大部分であつたように考へるのではありませんが、この配付税の場合におきまして、実は地方からい

付税の額に影響があるといふやうな、

法律以外の強圧が地方に對して加へられておつたやうに私も考へております。しかもこれは私も考へておるだけではないに、行政整理の問題で、地方に私も調査に参りました場合に、自治団体の責任者がさういふふうにはつきり申しておりますので、この問題はかなり重要だと思ひます。この問題は、さういふやうな配付税の、主として事務的な配分の場合において、配付税の配分という仕事を通して、中央が地方に支配的な影響を與えるといふことが、事実としてあつたのでござ

います。この平衡交付金になりますと、配付税の性格とは異なりまして、もつと配分が何と申しますか、中央の左右する余地が多分に残されて来ておる。しかもそれが今内閣委員会審査しております地方財政委員会の権限にまつところが、非常に大きくなつて来ておるのだと思ひます。さういふ面から、地方の自治がござ

つて行くのではないかと。たとい政府で、地方の自治を財政の面から強化するのだといふお考えがあらになつたといひましたけれども、結果においては、逆に地方の自治をそこなつて行く面が出て来るのじやないか。配付税の場合ですらさういふ面があらましたのに、配付税よりもつと地方の裁量の余地が多くなる平衡交付金におきましては、その形がはつきり出て来るのじやないかと思ひます。その点についてどういふやうなお見通しを持つておるか、承つておきたいと思ひます。●農野政府委員 従来の地方配付税の方式と、地方財政平衡交付金の今回の

方式とは、相當大きな隔たりあるわけ

でございます。われ／＼は財政調整の問題につきましては、どうしても相矛盾する二つの觀念があると思ひます。一つはやはりあくまでも地方団体の自主性を尊重すべきであるといふ觀念でございます。一つは自主性もさることながら、やはり財政的に、地方団体間において均衡がとれていなければならぬといふことでござ

います。この二つは私は常に相矛盾する觀念だといふふうを考へております。むしろ今回の方式は、地方配付税方式といふものが、地方団体の自主性の尊重に主眼を置きました點に對しまして、逆に、御指摘のやうに地方団体間の財政調整に主眼を置いておると思ひます。しかしながらその反面、この配分に當る機關といたしましては、従来は政府がその配分に當つておつたわけでありま

すけれども、今回そのために地方財政委員会といふものを特に設けまして、これは形式の上ではもとより政府機關でございまして、その意思決定は、地方財政委員会の委員において行われ、委員といふものは過半数を地方団体側から選任するといふやうな方式をとります。その間の矛盾を克服するやうにされておられますので、ある程度御心配になりましたやうな点が、その点で調和されて行くのではないかと。さういふふうを考へておるのでござい

また地方団体の理事者の間において、まだ十分には浸透していないのじやないかという点を心配するわけでございます。住民がその方針をみずからきめるべき問題を、中央がこう言っているのだからかたがたないというふうに、中央の考え方によつてすぐにあきらめてしまふ。あるいは地方団体の理事者が、中央はこう言つておるのだからというので、それを材料に使ひまして、その考え方を押し通すというふうな面も多いと思つてございまして、これはやはり政治の民主化というものが、漸次徹底され、浸透されて行くに従ひまして、改善されて行く問題だと思つてございまして、必ずしもこの法律、制度の点に中心があるのではないのじやなかろうかというふうな考え方を根本に持つております。

○立法委員 地方自治あるいは地方財政の確立ということ、行政の均衡というところは、対立するといふふうにおつしやられましたが、私はやはり行政の均衡ということも、地方自治の中から生まれて来なければ、ほんとうの行政の均衡ということではできないのじやないかと思ふ。今地方の住民あるいは地方団体の中にも、地方自治という觀念がないとおつしやられましたが、それはやはり中央が養成するようにしなければ行けませんので、こういう立法をおつくりになりますと、そういう傾向がますます助長されるのではないか。何とでも、実は中央の法律あるいは中央のお役所の考え方できめられてしまふことになるのだらうと思ふ。たとえば地方財政委員会ができたということ、特にそれが地方の自治を保障するといふふうに

おつしやられましたが、実は地方財政委員会の性格といたしまして、せつかく地方税法ができようとしておりますのに、たとえば住民税の課税標準につきましても、あるいは地方債の発行の許可につきましても、あるいは農地に対する固定資産税の倍率の決定につきましても、全部地方財政委員会が決定できるというふうなきめ方になつておりました。こういうものは地方の自治の建前から、やはり地方が自主的に課税権を行使したしまして、こういうことは地方の自治の一つの具体的な規模としてやつて行くべきだと思ふのに、それはやはり地方財政委員会がやるようにしてあるのじやないかと思ふ。こういうことは、やはり地方の自治を確立すると言ひながら、法律の上では地方の自治をかえつて縛りつけて、あるいは地方にできず新しい官庁に、そういう権限を與えてしまふといふことになつてゐるのではないかと思ふのです。特に私はこの点を地方財政平衡交付金で指摘してみたいと思つてございまして。たとえばきのうから

力になつて来るのじやないかと思ふのであります。この点ひとつ今から詳しくお尋ねいたしたいと思ひますが、そういう点でどういふふうな考えか。まず御意見を承つておきたいと思ひます。

○農務政府委員 この法律の上におきましても、たとえば第三条の第四項におきまして、「国は交付金の交付に當つては、地方自治の本旨を尊重し、条件をつけ、又はその用途を制限してはならない。」という文言をうたいましたり、あるいはまた終りの方では、審査の請求権を認め、あるいは職員の義務を地方財政委員会に課する等いたしまして、地方団体の自主性をできる限り尊重するように、くふうしたつもりであります。しかし運営の点につきましても、考慮して行かなければならぬ点がたくさんございまして、立花さんの御意見を十分尊重しながら、これらの運営に當らなければならぬといふふうな考えです。またこの法案の中で特別にお気づきいただいております政令事項をなくしておるのであります。政令事項は内閣で定めるわけでございますので、どうしてもそこに政府の意向というものが反映する。中央統制的な運営が行われやすい。従ひましてそういうことを排除いたしまして、特に規則で定めることにしておるわけでありまして。規則でありますと、先ほど申しますように、これは地方財政委員会が定めるわけでございます。地方財政委員会というものは、過半数を地方団体が選任しておるわけでございますので、もし不都合なきめ方をするのでございすれば、それは委員の構成を

地方団体側から改正いたしましたして、さらに地方団体の自主性に即応した規則をつくり直せばよろしいじやないかというふうな考えておるわけでありまして。

○立法委員 政令でやらすに、規則でやつておるとおつしやいましたが、これはきのうお尋ねいたしましたところ、規則と政令と同じような性格であるというお答えがありましたので、私そういうふうな考えておつたのです。たとえば今おつしやられましたように、政令と規則が違つておりました。私も、私も従来の規則というものの運用から見まして、政令と規則と違つておるから、規則でやれば十分だといふことは必ずしも言へないと思ひます。たとえば私ども人事院規則で非常に人権を制限されたような例を経験しておりますし、規則でやるから必ずしも地方の意向に合致したものができると私どもは考えておりません。しかもそういう地方の実情に反するような規則を定めた場合は、委員を差かえたいといふじやないかとおつしやありますが、地方財政委員会の法案の中には、委員を自由に差かえられるような規定はちよつともございせん。委員のリコール制も何も制定されておられませんので、これは非常に甘いお考えでございまして、地方財政委員会規則が必ずしも地方の意向を反映するとは私ども考えていない。だからこの法案におきまして、非常に重要な部分は、属のかなめとなるようなところは、全部規則にお譲りになつておるのでございしますが、これでは法案としても骨抜きになつておるし、そういう意味で非常に大きな権限を地方財政委員会に與えまして、

非常に困つた結果になるのじやないかといふことを、私ども非常に心配しております。実例をあげますと、測定単位の決定でございまして、測定単位の決定につきましても、非常に大きな疑義がございまして。きのうからも申し上げておきますように、道を面積で決定する、あるいは橋梁をトン数で決定する、こういうような問題でも、非常に大きな疑義があるのであります。さらにそういたしました測定単位そのものに対して、補正係数を乗することになつておきますが、その補正係数を算出しなければ、ほんとうの財政需要の算出基礎にならないと思ふのであります。その補正係数の決定自体が、やはり規則に定められておる。そうしてその補正係数をかけまして、出て参ります実際の測定単位、これにかけます単位の決定につきましても、本案では法律で定めるようになつておりますが、二十五年度においてはやはりこれも規則で定めることになつております。従つて基礎的な測定単位並びにそれに乗じます単価、こういうもののすべてが、やはり最終的には規則で定められることになつておる。これでは交付額の最も基礎的な部分の、最も重要な部分が、両方とも規則にまかされておるということになつておりますので、これでは私どもどうも納得ができません。私どもが、さらにその二つをあげまして、財政需要が出て参るのでございまして、さらにそれから財政収入を減じまして、この差額というものが出て参ることになつておりますが、財政収入の場合におきまして、これも第十五条に書いてありますように、

政機構の改革案によりますと、財政委員会所属するところの総理府が、算権まで持つて来るということになつて参りますと、財政委員会と申しますものは、元の内務省に匹敵するよきな大きな権限を持つて来るだらう、と思いますが、そういう点で、やは

うことを見て、この差額を積み上げ総額を算定するわけであります。この差額を測定いたしますためには、どうしても測定単位でありますとか、あるいは単位需要であるとか、あるいは正係数であるとか、こういうものが必要で参りませんと、総額が出て参らないわけがあります。しかも毎年度

見ましても、ただそれだけでよい、というふうには考えられないと思ひます。事実千五十億という平衡交付金予算では通しておきながら、実施がきかない。しかもその法案を今審議して、この国会で通るか通らないかわからないというような状態におきま

は、こういう資料も提出されること
ございますので、むしろこういう委
会等においても、将来に対して十分
関心を寄せられるように期待いたし
参りたい。またそういうふうな総額
算定の仕方になる。そういう面にお

さいませんので、まったく客観的
 捕捉できまふところの税収入、これ
 え捕捉して行けば、交付金の額が算
 できるような仕組みにいたしたいた
 に、こういうふうなものはいれない
 言いかえれば、税収入と平衡交付

とでまかなわねば行政の費用だけを測定する。こういう仕組みにいたしておるわけでございます。まづたく意図的な捕獲の仕方をしてはならない。客観的に捕獲すべきであるという趣旨を貫きたいために、このような測定の方法をしよとするわけでございます。

○立花委員 私に言っているのは、そういう形で残された平衡交付金と、税収入との額を決定する場合の、たとえば一つの例をとりますと、水道あるいは電車、こういうものの料金を上げる、あるいはその他のそういうものの使用料を上げる、そうすれば税あるいは平衡交付金でまかなう部分が總体的に減少するというわけでございます。そうすれば単価を減少することになります。その点はどうなりますか。

○農野政府委員 水道や電車などは、われわれは公益事業と考えておりまして、独立採算制の部類に属します。従つてまたそのような使用料も財政収入の中に加えない、こういうような考え方をいたしております。むしろこのような単位需要のきめ方をいたします。で、国庫の財政を中心に行きますと、いかに単位当りの需要は少く見える。そのために、単位当りの需要をもつと上げるべきだという意見が出て来て、自然平衡交付金がふえて来て困るという意見が出ておられますので、地方団体の側から考えますと、使用料や手数料が入れられない。客観的に単位需要が定まつて来るので、あとは自由でできるというふうになつて参つて、かえつて好都合であらうというふうな考え方をいたしておるわけでございます。

○立花委員 それから測定単位に対する補正係数の問題でございますが、これはやはり規則にゆだねられておるものでございますが、なぜこれを現在まで、法律の中にある程度まで織り込まなかつたのか。この補正係数という問題は、実際の最後の測定単位の数を出す基本的な計数になりますので、これやはりできたら、法律できめておいていただきたいと思います。これを法律でおきめにならないかつた理由を伺いたいと思ひます。

○農野政府委員 将来さらに検討が済みまして、大體固定した状態に達し得るようになりなれば、これはもとより法律にあげた方が望ましいと思つております。またあげなかつたと思つております。ただしながら現在の段階におきましては、たとえば一号の問題におきまして、測定単位の数字の段階等は、どのような段階の刻み方をしたらよいかということ、これは相当長い間かかつて検討いたして参りませんと、自信のある数字は出て参りません。どうも数字は法律でくぎづけにしてしまひません。できる限り、均衡のとれた数字が得られるように、交付金の決定の間きまで研究を続けて行くべき問題であらう。そういう点でもつて、ある程度弾力性を残しておかなければならぬであらうというふうな考へておるわけでありま。

○立花委員 最初からあなたが言つておられますように、地方自治を實際の行政の面の中から確立して行く意味において、法律できめておきまして、そのあとは地方の自治的な決定にまつ

というふうな方法をとつた方が、むしろほんとは地方の自治を伸長するのではないかと。本物の自治ができるのではないかと。その方法が、そういう方法をおとりになるお考えはないのであらうか。

○農野政府委員 先ほど申しましたように、この研究が進みまして、ある程度固定し得る段階になりまして、立花さんのおつしやいますように、法律できめた方がよろしいと思つております。そうあるべきだと思ひます。ただ現在の段階においては、測定単位の数字の多少による段階をどう設けるか、あるいは人口密度を使ひますにしても、人口密度についてどの程度の段階に区分するか。こういうことはなお将来検討いたして参りません。固定した段階には達しないのではなかつたかというふうな考へておるわけでありま。

○立花委員 これはやはりある程度地方にまかしまして、地方の事情に即した中から地方自体がきめて参ります。いろいろな係数につきては、それを中央でまめとめるという方法をとおりになつた方がよいと思ひます。中央で机上の計算だけで係数をおきめになるといふことは、非常にあぶない。突觸に沿わないものができるとは思ひます。思ひますので、できたらそういう方法をおとりになつた方が、ほんとうに平衡交付金の配分の基礎ができて来るのではないかと思ひます。これは意見になりますのでお聞きおき願ひたいと思ひます。

次に財政収入でございますが、財政収入は税法の標準税率の七〇%というふうに大體きめられておりますが、こ

の七〇%という数字をおきめになつた根拠と、それから七〇%をとれなかつた場合とは一体どうなるのか。これは税法自体の問題でもございまして、大體一挙に莫大な増額でございまして、地方の税収入は未徴収の部分が多いと思ひます。現在でもすでに七〇%ぐらしかとれてないものが相当あるのをごいまして、そういう場合に一挙にふえましたものの七〇%といつてきめなつた場合も、これは大分問題があるのではないかと思ひます。この根拠と、それから七〇%をおきめになつた根拠と、あるいはそういうことを予測いたしまして、これはやはり實際地方で捕獲した部分、とれた部分を財政収入として、実際の財政収入を財政収入として、財政需要からお引きのなつた方がよいのではないかと思ひます。あります。その三点について承つておきたいと思ひます。

○農野政府委員 基礎財政収入額を標準収入の七割というふうに定めました。根拠は、財政収入を全額捕獲して参るといふことになりまして、各地方団体は税収入を上げれば上げただけ、平衡交付金の交付額が減少して来るという結果になるわけでありまして。これでは徴税意欲が減退するばかりでございまして、ある程度その団体が税をよけ徴収すれば、それを計算の外にす。言いかえれば、交付金の額に影響を及ぼさない余地を残しておく必要があるだらうというふうに考へるわけでございます。さらにまた各地方団体の財

源というものを、まづたく均等化してしまふという考へ方は、むしろおもしろくないのではないかと。いうふうな考へ方をいたしておるわけでありまして、こ

ろくないのではないかと。いうふうな考へ方をいたしておるわけでありまして、こ

○立花委員 この財政収入の方法を

考へておるわけでありまして、こ

考へておるわけでありまして、こ

考へておるわけでありまして、こ

考へておるわけでありまして、こ

考へておるわけでありまして、こ

「規則で定める方法」というふうにお書きになつておるのでございますが、この方法は、どういふ方法でありますか。

○農野政府委員 現実に地方団体が調定いたしましたものをとるのが主体でございます。たとえば入場税につきましても、これを基礎にいたしますのが主体でございます。しかしながら市町村民税のようなものでありますと、国で決定した所得税額があるわけでございまして、現実の市町村民税として調定したものをとりませんで、一つは納税義務者数、一つは所得税額、これを基礎にして、今申しましたような方法で算定して行きたいというふうに考えているわけでありまして。

(生田委員長代理退席、委員長着席)

○立花委員 この七〇%という数字は、実際は二十五年の地方税については、非常に実現困難な数字ではないかと思つております。しかも第三条によりまして、必要かつ十分な額を地方に平衡交付金としてやるということが書いてあるものであります。この精神を生かしますと、やはり私は七〇%というふうな限界を置くのではないに、実際良心的な行政をやりますと、その結果未徴収に終わった場合は、それが七〇%であろうと、六〇%であろうと、五〇%であろうと、当然これは地方団体にやらなければ、三条にうたつてありますところの必要かつ十分な額をやるということとは、これを空文に終らせるのではないかと思つてございまして、政府として七〇%が確保されるというお見通しをお持ちなのかどうか。この点をひとつ承つておきたいと思ひます。

○農野政府委員 むしろ政府としては、地方団体においては、標準税率で課税されるのが普通であらうというふうに考えておるわけでございまして、この七〇%は、各地方団体別に交付金額を算定いたしますための、便宜の方法にすぎないというふうに考えております。

○立花委員 そうすると七〇%を割りました場合は、一体どうなるのですか。

○農野政府委員 現実に地方団体が六〇%しかとれませんでも、交付金の額の計算にあたりましては、客観的に見た標準税率の七割という額がとれておるはずだという仮定のもとに計算をいたして参ります。

○立花委員 計算の方法はわかるのですが、そういう場合に地方の財政収入が行政費をまかなわないという事態が起つた場合には、それはどういふふうな措置をおとすことになるか。

○農野政府委員 地方団体が税収入をたくさんあげまして、施設を充実しようとして、あるいはまた税収入をできるだけ切下げて、半面ある程度施設が行えないでも、それはその住民の欲する方法だからやむを得ないというふうな考え方をいたしておるわけであります。

○立花委員 それではこの三条に書いてあります十分なる額という考え方が、やはり非常に機械的なものになつてしまひまして、実際の地方の自治を確立し、地方の行政の何を平衡ならしめるという考え方が、実現できない結果になるのではないかと思つてございまして、そういうことをひとつお含みおき願ひたいと思ひます。

それからそういう計算の仕方に出て参ります差額、その総計をいたしましての総額の問題でございまして、この総額をやはり一応財政委員会で見積るといふことになつております。この実際に出て参ります総額と見積りの間の差額をどういふふうな関係があるのか。ここにどういふふうな関係があるのか。ひとつ聞かせておいていただきたいと思つております。と申しますのは、配付税の問題にいたしましては、三三・二四としましておりましたのを、一挙に一六・二九ということに下げられた実例もございまして、見積りというものは非常に漠然といたしておりますので、実際計算して出て参りました総額と見積られた総額との関係はどうなるのか。その幅がございすれば、それをひとつはつきりしておいてもらいたいと思ひます。

○農野政府委員 第六条の第一項に書いてありますように、交付金の総額は、要するに不足額の合算額を基礎として定めることになつております。要するに不足額の合算額が、原則として総額にならないければならぬわけでございまして。たださきの年度におきまして、この所要額を算定するわけでございまして、そこでさきの年度においては施設の上にもいろいろ改善を加える場合があるわけでございまして。たとえば義務教育を充実するために、義務教育の関係についてと財源を増額するといふふうな場合もあるわけでございまして、そういう計画がありまします場合には、当然総額の算定にその計画を織り込まなければならぬ、かような考え方をしておるわけでござい

ます。

○立花委員 もちろんこの合算額を基礎としてあるのですが、この基礎としてという言葉の内容なんです。そのまゝ認めるというふうにはつきりした方がよいのじやないか。基礎として定めるというふうな非常にあいまいな表現になつておられますので、私どもはつきりしないわけなんです。ここにいわゆる財政委員会が総額を決定する場合に、政治的な考慮が払われるのじやないか。あるいは中央の予算との関係で、総額の決定に非常な幅が出て来るのじやないかと思つてございまして、それをひとつ承つておきたいと思ひます。

○農野政府委員 基礎として定めるといふふうに使ひました場合には、単に合算額を参考にすべきであるといふふうな、幅のある意味においては現に使われておりませんで、大体それがそのまゝ総額になるというふうに、現在使われておるわけでございまして。

○立花委員 しかしさいせん床次委員の質問で、千五十億という数字が、やはり国の予算との関係上、上からきめられたのだ。それから逆算してこの単価などの問題が出て来るような形になつておるのだというふうにおつしやらないか。やはり国の予算との関係で、これがどういふ書き方にしておきますか、そういうふうになるのじやないかと思つてございまして、その点を聞いておるわけです。

○農野政府委員 念のために基本的な考え方を申し上げておいた方がよいと思つてございまして、もとより私は

常に地方団体として、標準的な財政需要がいくつあるものであるといふふうな数字といふものは、その社会経済状態を外にしては、生れて来ないのじやないかといふふうな考えておるのでございまして、たとえば人間として標準的な生活費用が幾らであるかといふことを考えます場合には、その地方におけるところの国民の所得といふものは、どういふ状態であるかということ、一つの基礎になるだろうと思つてございまして。従つて日本人としての標準的な生活費用と、アメリカ人の標準的な生活費用とは、私はおのづから違ふだろうと思つてございまして。従ひまして、いかに地方団体の標準的な財政需要とはいひましても、全体としての財政経済といふものがある一つの目安にならざるを得ないのじやないか。財政経済が非常に逼迫をいたしました場合には、やはり地方団体といひましても、ある程度経費削減に努力を払つて参らなければならぬと思ひます。また余裕が出て参りますれば、おのづから施設を充実して行くべきだろうと思つてございまして。そういう数字が常に総額としてあがつて参るべきものではないといふふうな考えるのでございまして、やはり全体を通じて計算の上に立つて考えて行かなければならない。ただもとより国の一方的な考え方のもとに、総額が恣意的に動かされてはならないと思つてございまして、残るのじやないだろうかといふうちに存じております。

○立花委員 一般的にはそういうことが言えると思つてございましてけれど

も、現実の日本の段階から見ましては、それではあまり一般論過ぎるのじやないか。特に憲法の中に新しい条章が設けられて、地方の自治を認めたとすることも、地方自治は民主政治の基礎であるということが根本になりまして、やはり全体を見ます場合に、地方自治というものを強く押出して行かなければならない建前になつておると思うのです。その方法でこそ、今までは地方財政の問題が取上げられて、特に地方自治の裏づけとしてこういう問題が出て来るとおると思うので、一般論としてはそういうことができるとおるのです。地方の立場を強く出して行く必要があるのじやないか。特にあらゆる問題が地方に押し寄せられて、最近また特にその傾向が強められております場合に、たとえ去年の配付税の場合のように、特にそういう地方の財政に圧力が加つております場合に、逆にそれをもつと強調して、はつきり地方の立場を出して行くことが、完全な全体的なこの財政経済の確立して行く推進力になるのじやないかと思つて、私もはどういたしまして、これはやはりそういう一般的な全体というものからおきめにならずに、もつと即時的に、ほんとうに日本の民主政治の基礎としての地方自治あるいは地方財政の考え方あるいは要求を、もつとはつきり出して行く必要があるのじやないか。それをやはり法文の上ではつきりしておく必要があるのじやないかと思つておきますが、これは私も今までの経験と今までのやり方から見まして、強調しておかなければならない点だと考えます。

しかしそれは意見でございますので、次に移りたいと思つて、交付額の決定でございます。やはりこの問題の中にも、今と同じ考え方が出ておるわけで、按分するという言葉があるのじやないか、ほんとうに基礎として出されたものなら、私は按分する必要があるのじやないかと思つて、按分という字が出ておるのです。按分と今言いましたような疑問を、私どもも言ひました。それなら、その差額を基礎として交付するといふふうにお書きになつた方がいゝのでございまして、按分するといふようなことをお書きになりますと、実際の必要額は一千億でありまして、それは八百億になるか、あるいは六百億になるかもしれないのです。それを実際の地方団体個々の差額に応じて按分するといふように受取れますので、そこに大きな問題が生ずる余地があると思つて、この交付額の按分という言葉は、どういふふうな内容に解すればいいか。お聞きいたしておきたいと思つてございまして。

○農野政府委員 第十條第二項の「あん分して算定する」というところだけお読みいただきますと、そういう誤解も生ずるかと思つてございましてけれども、全体を通じてお考えいただけば、あるいはこの趣旨が理解してもらえないのではないだろうかといふことには考へるわけではございません。たとえ不足額の総額といふものが、千五百億あつたといふことです。しかしながら、前年度において総額を算定いたしましたときには、千四百億しか考へていなかった。そういったと十億不足して来るわけではございません。基礎として定めるといふことにいたしておきますと、十億円をどこかで削らなければならぬ。それをどの段階で削るか、またたき委員会にまかしてしまふといふことになつてしまふわけではございませんが、按分するといふことであります。各地方団体の差額に對しまして、千五百分の千四百を掛けて行けばよろしいわけではございません。客観的に数字が出て来る、かように考へるわけではございません。

○立花委員 しかしこの按分という言葉は、私はこの法案全体を通じて非常に矛盾する考え方ではないかと思つて、第三條には、「当該超過額を補てんするに必要且つ十分な額を」地方に渡すといふことになつておりますので、按分して渡されますと、これは決して「必要且つ充分な」といふことは言えないと思つて、ここにはつきり矛盾があると思つて、この言葉は非常に大きな誤解を招きますし、誤解がまかりか知りませんが、この二つの言葉の矛盾をどういふふうにお考へたらよいのか。政府としてどういふふうにお考へになつてゐるか。「必要且つ充分」といふ言葉を私は「あん分」とは解せない。この間の事情をお聞きしたい。

○農野政府委員 「必要且つ充分」な額でなければならぬから、総額が千五百億であつた。ところが交付金の総額が七百億あるいは八百億用しかないと、いふふうな場合には、もとより適當ではないと思つて、しかしながら千四百億に對して、交付金の総額が千四百億であつた。十億円不足しておつたという程度のものであります。ならば、やはり「必要且つ充分な額」から必ずしも離れていないといふふうには考へてゐるのであります。そういう程度における、單に計算の按分といふことにおいて用いてゐるのであります。これはおそらく今後運営の面において、その点は十分理解されて行くのではないかと思つて、また全体として法案がそういう建前になつておりますので、私の申し上げるような意味に十分とれるのではないかといふふうには考へております。

○立花委員 そういうお考へならば、なおさら「あん分」といふ言葉は直していただきたいと思つて、そういう誤差のなものであります。ならば、私も「あん分」といふ言葉は使わないと思つて、「あん分」といふ言葉を使う以上は「必要且つ充分」といふ言葉と全然違つた觀念を持ちます。しかもそういうふうには「必要且つ充分」といふことを推進するといふのはつきりしたお考へがあるならば、その幅の問題もやはりはつきりおきめになつておく必要があるのではないか。実際の総額の百分の一から百分の一、千分の一から千分の一の誤差しか認めないといふふうにお書きになつた方がよいのではないか。それではないと法案にこの「あん分」とか、あるいは「基礎として定める」といふようなあいまいな言葉があらまはしては、幾らに減らされても文句が言えないのでありまして、この点はやはりはつきりしておく必要があるのではないか。

○中島委員長 次は消防法の一部を改正する法律案起草の件を議題といたします。過日の委員会において、消防法に關する小委員長より報告を聴取しま

した、小委員会において起草しました
消防法の一部を改正する法律案につ
て、各位の御意見を承りましたか、そ
の後修正の必要を生じたのでありま
す。この際委員長よりその修正につ
いて簡単に御説明申し上げます。

一、消防法第四條の二の「消防長又
は消防署長は」の次に「若しくは消
防本部を置かない市町村において
は市町村長は」と加える。

二、消防法の第七條中の改正事項及
び消防法第七條の二、同第七條の
三は、建築基準法の中で同様の事
項が規定されているから、この改
正案ではこれを削ること。

この二項であります。第一点の説明を
申し上げます。消防本部を置かない市
町村では、市町村長が消防長であるか
ら、この挿入字句はななくともよいの
であるが、事消防団員の立入権に関す
るので慎重を期するため注意的に挿入す
ることになったのであります。こうい
うわけでありまして、この修正案は少
しも消防法の根本の修正事項にはあま
り関係がないのであります。

小委員会において起草した消防法の
一部を改正する法律案に対して、この
二点を修正し、これを本委員会の成案
とし、委員会提出の法律案とすること
に御異議ありませんか。

〔異議なしと叫ぶ者あり〕
○中島委員長 御異議なしと認めま
す。よつて本案は本委員会の成案と
し、これを委員会提出の法律案とする
に決しました。

なお手続その他字句的なものにつ
いては、委員長に御一任願いたいと思
いますが、御異議ありませんか。
〔異議なしと叫ぶ者あり〕

○中島委員長 それではさよう決し
ました。

○中島委員長 それでは本案に対する
質疑は本日はこの程度にいたしまし
て、次回は明二十九日の午後一時、あ
るいは連合審査会の散会後であります
が、それより開会することにいたしま
す。
本日はこれをもって散会いたしま
す。

午後零時四十八分散会

〔参照〕
消防法の一部を改正する法律
案

消防法の一部を改正する法律
案
消防法（昭和二十三年法律第百八
十六号）の一部を次のように改正す
る。
第四條第一項但書を次のように改
める。

但し、個人の住居は、関係者の
承諾を得た場合又は火災発生の際
が著しく大であるため、特に緊急
の必要がある場合でなければ、立
ち入らせてはならない。
同条第二項但書を次のように改め
る。

但し、山林に立ち入つて検査す
る場合、当該舟車、船きよ若しく
はふ頭に繋留された船舶又は建築
物その他の工作物の関係者の同意
を得た場合及び火災発生の際が著
しく大であるため、特に緊急の必
要がある場合は、この限りでな
い。

同条同項第一号及び第二号中「時
間内」の下に「又は日出から日没ま

での時間を」を加え、第三号中「個
人の住居は関係者の承諾を得なけれ
ばならない。」及び但書を削り、同
条第三項を第四項とし、以下一項づ
つ繰り下げ、第二項の次に次の一項
を加える。

前項各号の日出から日没までの
時間（第一号及び第二号の場合に
あつては、公開時間及び従業時間
を除く。）に立入及び検査をする
場合においては、四十八時間以前
にその旨を当該関係者に通告しな
ければならない。但し、前項但書
の場合は、この限りでない。

第四條の次に次の一条を加える。
第四條の二 消防長若しくは消防署
長又は消防本部を置かない市町村
においては市町村長は、火災予防
のため特に必要があるときは、防
火対象物及び期日又は期間を指定
して、当該管轄区域内の消防団員
に前条第一項の立入及び検査をさ
せることができる。

前条第一項但書及び第二項乃至
第六項の規定は、前項の場合にこ
れを準用する。
第八條中「又は処理所」を「貯蔵
所又は取扱所に」改める。
第十條第一項中「市町村条例」を
「別表」に改め、「貯蔵し、又は」の下に
「製造所、貯蔵所及び取扱所以外の場
所でこれを行つた場合」を加える。
第十條第四項、第十二条並びに第
十三條第一項及び第三項中「貯蔵所」
を「製造所、貯蔵所及び取扱所」に
改める。

第十一條中「市町村条例」を「別
表」に改める。

第十九條中「設備」の下に「並び
に防火塗料、防火液その他の防火薬
品」を加え、同条に次の二項を加え
る。

国家消防庁は、消防の用に供す
る機械器具及び設備並びに防火塗
料、防火液その他の防火薬品に関
して、要求があるときは、検定を
行うことができる。

前項の検定を受けようとする者
は、政令で定める手数料を納めな
ければならない。

第二十二條第三項中「通報を受け
たとき」の下に「又は気象の状況
が火災の予防上危険であると認め
るとき」を加える。
第二十六條第二項を次のように改
める。

消防車は、火災の現場に出勤す
るとき及び訓練のため特に必要が
ある場合において一般に公告した
ときに限り、サイレンを用いるこ
とができる。
同条に次の一項を加える。
消防車は、消防署等に引き返す
途中その他の場合には、鐘又は警
笛を用い、一般交通規則に従わな
ければならない。

第二十九條第一項及び第二項中
「取用し、」を削る。
第二十九條第一項後段を削り、同
条第二項中「消防長又は消防署長」を
「消防長若しくは消防署長又は消防
本部を置かない市町村においては消
防団の長」に、「前項」を「前二項」
に改め、同項を第三項とし、以下一
項ずつ繰り下げ、第一項の次に次の
一項を加える。

消防長若しくは消防署長又は消

防本部を置かない市町村において
は消防団の長は、火勢、気象の状
況その他周囲の事情から合理的に
判断して延焼防止のためやむを得
ないと認めるときは、延焼の虞が
ある消防対象物及びこれらのもの
の在る土地を使用し、処分し又は
その使用を制限することができる。

第三十條第一項中「消防長又は消
防署長は、」を「消防長若しくは消
防署長又は消防本部を置かない市
町村においては消防団の長は、水利を
使用し又は」に、「又は水道」を「若
しくは水道」に改め、同条第二項中
「消防長又は消防署長」を「消防長若
しくは消防署長又は消防本部を置か
ない市町村においては消防団の長」
に改める。

第三十一條を削り、第三十二條を
第三十一條とし、同条の次に次の一
条を加える。
第三十二條 消防長又は消防署長
は、前条の規定により調査するた
め必要があるときは、関係のある
者に対して質問をすることができ
る。

消防長又は消防署長は、前条の
調査について、関係のある官公署
に対し必要な事項の通報を求め
ることができる。
第三十四條第二項中「第五項」を
「第六項」に改める。
第三十五條を次のように改める。
第三十五條 放火又は失火の疑いの
あるときは、その火災の原因の調
査の主たる責任及び権限は、消防
長又は消防署長にあるものとす
る。

消防長又は消防署長は、放火又は失火の犯罪があると認めるときは、直ちにこれを所轄警察署に通報するとともに必要な証拠を集めてその保全につとめ、国家消防庁において放火又は失火の犯罪捜査の協力の勧告を行うときは、これに従わなければならない。

第三十五条の次に次の二条を加える。

第三十五条の二 消防長又は消防署長は、警察官又は警察吏員が放火又は失火の犯罪の被疑者を逮捕し又は証拠物を押収したときは、事件が検察官に送致されるまでは、前条第一項の調査をするため、その被疑者に対し質問をし又はその証拠物につき調査をすることができ。

前項の質問又は調査は、警察官又は警察吏員の捜査に支障を来すこととなつてはならない。

第三十五条の三 本章の規定は、警察官又は警察吏員が犯罪（放火及び失火の犯罪を含む。）を捜査し、被疑者（放火及び失火の犯罪の被疑者を含む。）を逮捕する責任を免れしめない。

放火及び失火絶滅の共同目的のために消防吏員及び警察官又は警察吏員は、互に協力しなければならない。

第四十条第二項の次に掲げた各号を第一項の各号として同項に移し、第一号中「第二十六条の下に」「第一項」を加え、第二号中「消防団員が」を「消防団員が」に、第三号中「第四項」を「第五項」に、同条第三項中「前項」を「第一項」に改める。

第四十一条及び第四十二条中それぞれ第二項の次に掲げた各号をそれぞれ第一項の各号として同項に移す。

第四十五条及び第四十六条を次のように改める。

第四十五条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第十条第一項乃至第三項、第十一条、第十二条第一項、第十三条、第十四条第二項及び第十五条の規定並びに第十六条の規定による市町村条例の規定の違反

行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に対しても各本条にかかる罰金を科する。

但し、法人又は人の代理人、使用人その他の従業者の当該違反行為を防止するため当該業務に対し相当の注意及び監督が尽されたことの証明があつたときは、その法人又は人については、この限りでない。

第四十六条 削除

別表を次のように改める。

第一類	第二類	第三類	類別	品名	第十條第一項及び第十一條の数量
過酸化塩類	黄りん	金属「カリウム」	第一類	塩素酸塩類	五〇
過酸化塩類	硫りん	金属「ナトリウム」		過酸化塩類	五〇
過酸化塩類	赤りん	炭化カルシウム（カーバイド）	第二類	過酸化塩類	五〇
過酸化塩類	硫黄	りん化石灰		過酸化塩類	五〇
過酸化塩類	金属粉A	生石灰	第三類	過酸化塩類	五〇
過酸化塩類	金属粉B	エーテル		過酸化塩類	五〇
過酸化塩類		二硫化炭素		過酸化塩類	五〇
過酸化塩類		コロジオン		過酸化塩類	五〇
過酸化塩類		アセトン		過酸化塩類	五〇
過酸化塩類		アセトアルデヒド		過酸化塩類	五〇

第四類	第五類	第六類	備考
第一石油類	硝酸エステル類	第一石油類とは、原油、原油分	のものを第一石油類（例えば原油、ガソリン、ソルバントナフサ、タール軽油、ペンゾール、トルオール等）、二度以上七〇度未満のものを第二石油類（例えば燈油、軽油、デゼール油、キシロール、タール中油等）、七〇度以上のものを第三石油類（例えば重油、潤滑油、クレオソット油等のタール油類その他）という。
第二石油類	セルロイド類	第二石油類とは、原油、原油分	
第三石油類	ニトロ化合物	第三石油類とは、原油、原油分	のものを第一石油類（例えば原油、ガソリン、ソルバントナフサ、タール軽油、ペンゾール、トルオール等）、二度以上七〇度未満のものを第二石油類（例えば燈油、軽油、デゼール油、キシロール、タール中油等）、七〇度以上のものを第三石油類（例えば重油、潤滑油、クレオソット油等のタール油類その他）という。
第四石油類	発煙硝酸	第四石油類とは、原油、原油分	
第五石油類	発煙硫酸	第五石油類とは、原油、原油分	のものを第一石油類（例えば原油、ガソリン、ソルバントナフサ、タール軽油、ペンゾール、トルオール等）、二度以上七〇度未満のものを第二石油類（例えば燈油、軽油、デゼール油、キシロール、タール中油等）、七〇度以上のものを第三石油類（例えば重油、潤滑油、クレオソット油等のタール油類その他）という。
第六石油類	クロールスルホン酸	第六石油類とは、原油、原油分	
第七石油類	無水硫酸	第七石油類とは、原油、原油分	のものを第一石油類（例えば原油、ガソリン、ソルバントナフサ、タール軽油、ペンゾール、トルオール等）、二度以上七〇度未満のものを第二石油類（例えば燈油、軽油、デゼール油、キシロール、タール中油等）、七〇度以上のものを第三石油類（例えば重油、潤滑油、クレオソット油等のタール油類その他）という。
第八石油類	濃硫酸	第八石油類とは、原油、原油分	
第九石油類	濃硝酸	第九石油類とは、原油、原油分	のものを第一石油類（例えば原油、ガソリン、ソルバントナフサ、タール軽油、ペンゾール、トルオール等）、二度以上七〇度未満のものを第二石油類（例えば燈油、軽油、デゼール油、キシロール、タール中油等）、七〇度以上のものを第三石油類（例えば重油、潤滑油、クレオソット油等のタール油類その他）という。
第十石油類	無水クロム酸	第十石油類とは、原油、原油分	

ル油、及び変性アルコールを含む。

四 過酸化物Bとは、アルカリ金属の過酸化物（過酸化ソーダ等）を、過酸化物Aとは、過酸化物B以外の過酸化物をいう。

五 濃硝酸とは、比重一、四九以上、濃硫酸とは、比重一、八二以上のものをいう。

六 ニトロ化合物とは、二硝基以上を有するもののみをいう。

七 セロイド類とは、ニトロセルロースを主材とした製品、半製品及び屑をいう。

八 金属粉Aとは、マグネシウム及びアルミニウム粉、箔、リボンをいい、写真撮影用その他に用いるせん光粉を含む。

金属粉Bとは、マグネシウム及びアルミニウム以外の金属粉をいう。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

昭和二十五年六月十九日印刷

昭和二十五年六月二十日発行

衆議院事務局 印刷者 印刷所